

銀年

銀座でわかる年座

情報(第84号)

令和2年3月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

徳山小学校そば：まもなく満開です（令和2年3月29日撮影）

保険料率と拠出金率



1 事業所が負担する保険料等

スターウオーズには及びませんが、昔、昔、事業所が納付すべきものは、健康保険料と厚生年金保険料の二つでした。その後、児童手当制度が創設され、児童手当拠出金が徴収されるようになり、それは平成 27 年 4 月から「子ども・子育て拠出金」と名称が変わりました。

また、平成 12 年に介護保険法が施行され、そこから介護保険料が徴収されることになりました（介護保険料分を上乗せして徴収するものであくまで健康保険料として徴収されている）。

表のとおり、事業主は、被保険者に対する直接的な負担にとどまらず、市町村が受け取る介護保険料、社会保険制度ではなく、実質的には税金に近い子ども・子育て拠出金を負担しています。

保険料等	用途
健康保険料	被保険者の医療保障や休業補償。
（介護保険料）	介護費用。40～64 歳の被保険者については、健康保険料として徴収し市町村に交付している。
厚生年金保険料	障害・遺族・老齢年金の保障。
子ども・子育て拠出金	児童手当や放課後児童クラブなど各種の子育て支援。

2 介護保険料についてちょっと一言

介護費用が膨張しており、もっかの社会保障ではこの課題にどう取り組みするかが大きな課題となっています。次項のとおり、介護保険料は増加させざるを得ず、結果的に健康保険料率が上昇することになっています。

それはともかく、介護保険では、65 歳以上を介護第 1 号被保険者、40 歳から 65 歳未満を介護第 2 号被保険者と区分しております。

前者の保険料は、市町村が保険料額を決定し、市町村からの依頼を受けて日本年金機構がその保険料を年金から天引きして、市町村に納付する仕組みになっています。第 2 号被保険者では前項のとおりで、要するに社会保険制度を土台として介護保険制度が成立しているわけです。

3 保険料率の改正（健康保険料率は協会けんぽ山口支部の場合）

既に日本年金機構から通知されているとおり、令和 2 年 3 月分保険料（4 月末納付）から健康保険料率（介護保険料率）が改正され、同年 4 月分（5 月末納付）から子ども・子育て拠出金率が改正される予定です。

厚生年金保険料率は、183.0/1000 で変更ありません。

保険料等区分	新料率	旧料率
健康保険料率（介護 2 号非該当）	102.0/1000	102.1/1000

健康保険料率（介護 2 号該当）	119.9/1000	119.4/1000
子ども・子育て拠出金率	3.6/1000（4 月分）	3.4/1000

4 保険料控除の方法

事業主は、給与や賞与から被保険者が負担すべき保険料を控除することができます。これに事業主負担分を合わせて日本年金機構へ納付します。前記控除は、保険料の納付義務を事業主が負担することからの権利で、被保険者から保険料を受け取ることもできます。私病で休業・無給であるときは、被保険者から支払いを受けることがその例で、就業規則にそういう規定をすべきことになります。

- (1) 事業主が給与を支払う場合、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除します。
- (2) 賞与を支払う場合は、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除します。
- (3) 被保険者がその事業所に使用されなくなった場合は、前月とその月の標準報酬月額に係る保険料を控除します。

よくある誤りは、当月分の標準報酬月額に係る保険料を当月支払いの給与から控除することです。例えば、4 月 1 日採用、4 月 20 日給与締切、4 月末支払日では、最初に保険料を控除するのは、5 月末支払からとなります。日本年金機構は、4 月分保険料を 5 月に請求（告知）することから、当月控除すると預り金が余ってしまうことになります。

5 保険料控除を当月にできる場合

前項(3)についてです。例えば、4 月 1 日採用、4 月 20 日退職となったときは、4 月分保険料を納付する必要がある、5 月末給与支払いはないのですから、4 月末において、4 月分保険料を控除してよいことになっています。

6 子ども・子育て拠出金

子ども・子育て拠出はその全額が事業主負担です。被保険者の厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額に 3 の拠出金率で徴収がされ、被保険者に子供がいるいないは関係がありません。

7 保険料額の簡易な計算

保険料のお知らせ等は、保険料率が 10.20%健康保険料率（介護 2 号非該当）、厚生年金保険 18.30%のように%で表記されているところ、本誌では、3 のとおりです。この方が計算が早いからです。

例 標準報酬月額 300,000 円 $\times 102.0/1000 = 30,600$ 円 $300 \times 102 = 30,600$ 円

当法人では、社会保険、労働保険制度、労務管理全般の相談を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>